

別記様式第2号（第5条関係）

協 力 書

文京区 丁目 番 号に設置する
について、文京区（以下「甲」という。）と事業主（以下「乙」という。）
は、文京区葬祭場等の設置に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づき、下記のとおり協力書を締結する。

記

（総則）

第1条 乙は、指導要綱第1条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導要綱の趣旨及び本協力書の内容を遵守するものとする。

（環境整備事項）

第2条 乙は、指導要綱第8条の規定により、当該施設の環境整備事項について、指導要綱第5条第2項に規定する協議で合意に達した内容のとおり整備するものとする。

（管理運営事項）

第3条 乙は、指導要綱第9条の規定により、当該施設の管理運営事項について、指導要綱第5条第2項に規定する協議で合意に達した内容のとおり管理運営を行うものとし、事業により近隣関係住民等の生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合には、当事者間で十分協議を行うものとする。

（近隣関係住民等との調和）

第4条 乙は、当該事業地及び周辺地域の生活環境並びに商業環境等に及ぼす影響に十分配慮し、近隣関係住民等との良好な近隣関係を損なうことのないよう誠意をもって対応するものとする。
2 乙は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

（計画変更及び事業主変更）

第5条 乙は、指導要綱第11条第1項の規定により、計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに甲にその旨を申し出るものとする。

（譲受人等への周知）

第6条 乙は、指導要綱第11条第2項の規定により、当該設置計画のある敷地若しくは建物又は設置する葬祭場等を譲渡し、又は賃貸する場合は、この協力書の内容等について、あらかじめ書面により譲受人又は賃貸人に周知するとともに、甲に書面の写しを提出するものとする。

(葬祭場等の設置完了の届出)

第7条 乙は、当該施設の設置が完了した時点で、甲に対して遅滞なく葬祭場等の設置完了の報告を行うものとする。

(協議)

第8条 この協力書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協力書として本書2通を作成し、甲及び乙が自署又は記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 文京区長

乙 事業主
住所
氏名